



令和2年3月30日 14時00分

資料配布 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所

第7回 足羽川ダム環境モニタリング委員会の結果概要について

令和2年3月19日に第7回足羽川ダム環境モニタリング委員会を開催しました。委員会の結果概要は別紙のとおりです。

1. 開催日時

開催日時: 令和2年3月19日(木) 13時00分～14時30分

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策のため
テレビ会議により開催しました。

<取扱い>

<配布場所>

福井県政記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

副所長

調査設計課長

よしだ
吉田
はやし
林

きみのり
公則
ひさのり
尚典

TEL(0776)27-0642(代表)

(内線204・351)

第7回 足羽川ダム環境モニタリング委員会

【委員会の主旨及びこれまでの取り組み経緯】

足羽川ダム建設事業における環境調査及び環境保全措置について、専門家の意見を伺うことを目的に平成26年3月「足羽川ダム環境モニタリング委員会」を設立。

これまでに6回の委員会を開催し、足羽川ダム環境モニタリング計画や環境保全措置の計画についてご意見をいただき、ダム建設事業への進捗に合わせて環境保全に取り組んでいます。

【第7回環境モニタリング委員会 開催概要】

令和2年3月19日にテレビ会議※にて開催。

委員会では、平成31（令和元）年モニタリング調査結果と環境保全措置の内容及び令和2年モニタリング調査計画（案）についてご意見をいただき、今後の調査及び環境保全措置の実施計画が確認されました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策のため、テレビ会議により開催

委員会開催状況



委員会開催状況

委員名簿（敬称略、五十音、◎委員長）

氏名	担当分野	現職等
おくむら みつし 奥村 充司	水環境	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
くぼかみ そうじろう 久保上 宗次郎	鳥類 生態系	猛禽類研究家
なかむら さちよ 中村 幸世（欠席）	植物	福井市自然博物館 学芸員
◎ ふくはら てるゆき 福原 輝幸	水環境	広島工業大学 工学部 環境土木工学科 教授
まつた たかき 松田 隆喜	魚類	福井農林高等学校 教諭

第7回 足羽川ダム環境モニタリング委員会

I. 事務局からの報告

- ・平成31（令和元）年モニタリング調査結果と環境保全措置について
- ・令和2年モニタリング調査計画(案)について
- ・委員からの意見に対する対応状況
- ・規約の改正について

II. 委員会での意見

委員からの意見及び事務局回答は以下のとおりです。

委員からの意見	事務局回答
希少猛禽類（クマタカ）への影響度合いが把握出来るよう、各建設発生土処理場における形状の遷移（年度毎）が分かる資料を作成する。	ご意見を踏まえ、資料を作成し、本委員会にてご報告いたします。
鳥類の調査にあたって、調査精度向上のために付替県道工事等で開けた場所を新たな定点として活用可能か、検討する。	工事現場での調査となるため、環境調査員の安全確保を前提に、今後委員とも調整の上、検討し、調査精度向上に努める。
トンネル工事の着手前、着手後における地質構造の違いを整理する。	ご意見を踏まえ、資料を整理し、本委員会にてご報告いたします。
今後のトンネルの進捗を鑑みると、地下水観測孔（W-2、W-3）の水位低下が想定されるため、地下水位の変動について注視する。	ご意見を踏まえ、調査結果を注視するとともに、大きな変動があった場合には、適宜、各委員へ情報共有致します。
両生類など、現委員の専門外の分野の調査結果に対し、委員以外の学識経験を有する者に意見を求めた上で評価する。	今後、規約の改正に基づき、本委員会の委員以外の学識経験を有する者に意見を求めます。
豪雪時と少雪時における積雪量と降水量、気温等との関係の考察に対して、水温も加える。また、魚類への影響についても考察する。	ご意見を踏まえ、資料を整理し、本委員会にてご報告いたします。

上記に加え、委員会規約については、委員の同意の下、別紙のとおり改正されました。

Ⅲ. 今後の予定

- ・令和2年モニタリング調査計画に基づきモニタリング調査を実施する。
- ・工事やモニタリング調査の実施状況を適宜委員に報告のうえ、ご指導・ご助言を仰ぎながら必要に応じて速やかな対応を行い環境保全上の影響を極力小さくするように努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況及び工事の進捗状況を踏まえ、現地視察等を実施したうえで、環境保全措置の実施状況等について、委員から意見を伺うものとする。
- ・次回の環境モニタリング委員会は、令和2年モニタリング計画の実施を踏まえ、翌年2月～3月頃に開催する。

足羽川ダム環境モニタリング委員会規約

第1条（名称）

本会は、「足羽川ダム環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（設置）

委員会は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

第3条（目的）

委員会は、足羽川ダム建設事業における工事中の環境の状況に関する調査結果の分析及び評価、並びに環境保全措置の実施について環境面からの意見を述べることを目的とする。

第4条（委員会）

- 1) 委員会の委員は、別紙のとおりとし、事務所長が委嘱する。
- 2) 委員の任期は、原則4年として、再任を妨げない。
- 3) 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 委員長は、会務を掌理する。
- 5) 委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 6) 委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立するものとする。

第5条（委員会の公開）

委員会は、原則公開とし、その結果については公表する。

なお、希少動植物の保護の観点から、確認位置等は委員の合意を得て非公開とする。

第6条（事務局）

委員会の事務局は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所に置く。

第7条（開催）

委員会は、足羽川ダム建設事業に係る環境モニタリングを完了するまでの間とする。

委員会の開催は、原則年1回とするが、必要に応じて随時開催する。

第8条（雑則）

- 1) 事務所長は、委員長の要請等により、必要に応じ委員を加えることができる。
- 2) 委員長は、必要に応じて事務局に対し、本委員会の委員以外の学識経験を有する者に意見を求めることを要請できる。
- 3) この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成26年3月14日から施行する。

この規約は、令和2年3月19日から施行する。